

感染症における出席停止期間の算定の考え方

学校において感染症の流行を予防するために、学校保健安全法施行規則では、出席停止の期間の基準（第 19 条）を規定しています。

出席停止期間が「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第 1 日と算定します。

（例）「解熱した後 2 日を経過するまで」の場合

月曜日に解熱（0 日） → 火曜日（解熱後 1 日目） → 水曜日（解熱後 2 日目）
 → （この間発熱がない場合） → 木曜日から出席可能

図で表すとインフルエンザでは以下のようになります。

出席停止期間

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）が経過するまで」

〈最低基準〉 発症した後 5 日を経過	発症日						発症後 5 日を経過した後		
	発症当日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	発症後 4 日目 	発症後 5 日目 	登校 可能		
出席停止	→								
発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	発症後 5 日目 	登校 可能		
出席停止	→								
発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	登校 可能		
出席停止	→								
発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	登校 可能	
出席停止	→								
発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目 	解熱後 2 日目 	登校 可能
出席停止	→								

※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次、延期されていきます。 →